

募集要項（令和6年度）



和歌山市デジタルツール導入支援補助金

和歌山市内の中小企業者の生産性向上を図ることを目的として、デジタルツールを導入する中小企業者に対し、導入に係る経費の一部を補助します。IT・IoTツールに関しては和歌山市内の事業者が開発又は販売を行うツールを導入対象とし、市内企業間のリレーション構築・強化を支援するとともに、先端技術の活用による生産性向上を支援します。

1 補助対象者

市内の中小企業者（法人・個人）であって次に掲げる要件すべてに該当する必要があります。

※中小企業者の定義は、「中小企業等経営強化法 第2条第1項各号」の規定によります。（別表1）

- (1) 市内に主たる事務所又は事業所を有すること。（法人の場合）
市内に主たる住所及び事務所を有すること。（個人の場合）
- (2) 市税を完納していること。
- (3) 令和5年度及び令和6年度に和歌山市デジタルツール導入支援補助金の交付を受けていないこと。
- (4) 事業計画においてIT・IoTツールの導入にあつては、5年後の労働生産性伸び率が、導入当初の決算期と比較して2%以上となること。
AI又はロボットの導入にあつては、5年後の労働生産性伸び率が、導入当初の決算期と比較して5%以上となること。

$$\text{※「労働生産性」} = \frac{\text{粗利益（売上高－売上原価）}}{\text{労働投入量（労働者数×1人あたりの年間就業時間）}}$$

別表1

中小企業等経営強化法第2条第1項 中小企業の定義		
業種分類	※資本金又は従業員に関する条件の <u>いずれか</u> に該当すること	
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

※一定の要件を満たす組合、社会福祉法人、医療法人等も対象となります。

2 補助対象経費

IT・IoTツール

生産性向上に資するソフトウェアであり、予約管理、コミュニケーション、販売管理、決済、顧客管理、人事・給与管理、受発注管理、生産業務管理、財務・会計管理又は電子商取引のうちいずれかの機能を有し、対価を得て他社のシステム構築を行った経験のある和歌山市に本店を有する企業又は和歌山市の誘致企業（※）が販売するもの。

※ 和歌山市企業立地促進条例（平成12年条例第106号）第5条第1項の規定による指定を受けた法人

（対象となる経費）

ソフトウェア購入費（運搬、宅配及び郵送に係る経費を含む）
機械器具購入費（汎用性があり、目的外使用になり得るものを除き、ソフトウェアと一体となっているものに限る）
保守・サービス費
外注・委託費（コンサルティング又はシステムの設計、開発若しくは構築に係る経費等）
クラウド利用費（クラウド利用にかかる通信費を含む）
研修費（操作技術及び知識の習得に係る費用）

※毎月発生する費用については導入後6ヶ月分（導入を行った年度末までに限る。）に係る経費に限ります。

AI

大量のデータから規則性などを学習し、与えられた課題に対して推論や回答を行う機能を有する、生産性向上に資するソフトウェアであり、AIの販売経験のある企業が販売するもの。

（対象となる経費）

ソフトウェア購入費（運搬、宅配及び郵送に係る経費を含む）
機械器具購入費（ソフトウェアと一体となっているものに限る）
保守・サービス費
外注・委託費（コンサルティング又はシステムの設計、開発若しくは構築に係る経費等）
クラウド利用費（クラウド利用にかかる通信費を含む）
研修費（操作技術及び知識の習得に係る費用）

※毎月発生する費用については導入後6ヶ月分（導入を行った年度末までに限る。）に係る経費に限ります。

ロボット

センサー、知能・制御系、駆動系の3つの要素を有し生産性向上に資する機械装置であり、ロボットの販売経験のある企業が販売するもの。

（対象となる経費）

機械器具購入費（運搬、宅配及び郵送に係る経費を含む）
保守・サービス費
外注・委託費（コンサルティング又は機械装置の設計、開発若しくは構築に係る経費等）
研修費（操作技術及び知識の習得に係る費用）

※毎月発生する費用については導入後6ヶ月分（導入を行った年度末までに限る。）に係る経費に限ります。

3 補助金額

- ・補助対象経費の実支出額に2分の1を乗じた額の補助金を交付します。
- ・補助金額の上限は400,000円（A I及びロボットは1,000,000円）とします。
（金額に1,000円未満端数があるときは切捨て）
- ・国から補助金等を受けた場合は、交付の対象とはなりません。
- ・本市以外の自治体等から補助金等の交付を受ける場合は、当該補助金等の額を減じて得た額を補助対象経費とします。（補助金の種類によっては、補助対象外となる可能性もありますので、産業政策課までお問合せください。）
- ・消費税の額を差し引いた額を補助対象経費とします。

4 補助事業の採択

生産性向上に資する程度、経営上の必要性、業種に適した機能性、事業規模との妥当性等を審査の上、決定します。また、以下に該当するものについては審査によって加点を行います。

- ・IT・IoTツールについては、市内企業又は市の誘致企業が開発したもの
 - ・AI又はロボットについては、市内企業又は市の誘致企業が販売したもの
 - ・テレワークシステムなど、新型コロナウイルス感染症に対応する機能を有するもの
- ※補助金交付申請者によるプレゼンテーションの必要はありません。

5 申請期間

- ・令和6年9月2日（月）～10月31日（木）までの受付とさせていただきます。

6 申請方法

- ・所定の申請書に関係書類を添えて応募してください。
- ・申請書等の様式は和歌山市ホームページ <http://www.city.wakayama.wakayama.jp/> からダウンロードするか産業政策課（Tel(073)435-1040）までご連絡ください。

手続きの流れ

- ①市に補助金交付の申請手続きを行う（令和6年9月2日～10月31日）。

【提出書類】

- 補助金等交付申請書
- 事業計画書
- 収支予算書
- 履歴事項全部証明書（原本、法人の場合に限る。）
- 住民票の写し（原本、個人の場合に限る。）
- 市税の完納証明書（原本）
- 法人市民税の納税証明書等市内に事務所若しくは事業所を有することを証する書類（原本、法人の場合に限る。）
- 確定申告書の控えの写し等市内に事務所を有することを証する書類（個人の場合に限る。）
- 補助対象経費の見積書等の写し
- 導入する製品に関する資料（パンフレット等）
- IT・IoTツールを販売する企業の履歴事項全部証明書（原本）
- デジタルツール導入に関する確認書

- ↓
②審査により、交付先の決定（令和6年11月）。
↓
③導入を行い、市に実績の報告を行う（～令和7年2月末）。

【提出書類】

- 補助事業等実績報告書
- 収支決算書
- 補助対象経費の支出を証明する領収書等の写し
- 補助対象経費の詳細が確認できる納品書等の写し
- 補助金等交付請求書

- ↓
④審査の後、和歌山市から「補助金等確定通知書」の交付を受ける。
↓
⑤市から補助金の交付を受ける。
※必要に応じ、導入後に事業経過状況等の照会を行う場合があります。

★留意事項

- 提出された申請書類及び添付書類は返却しません。
- 申請書類及び添付書類に記載された個人情報、本事業においてのみ使用します。
- 補助金交付の完了する日の属する年度以後5年間、事業の経過状況等の内容を確認できる資料、補助対象経費の収支に関する帳簿等を保存してください。（提示を求める場合があります。）
- 法令違反等不正な行為があった場合は補助金の交付決定を取り消す場合があります。
- 補助事業等実績報告書は、補助金の交付が完了した日の属する年度の2月末日までに提出してください。
- 当該補助金に係る消費税額等仕入控除税額が明らかでないため、消費税相当額を含めて申請した事業者は、次の条件に従ってください。

ア) 実績報告を提出する前に、事業者において当該補助金に係る消費税額等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金から減額して報告しなければならないこと。

イ) 実績報告の提出後に、消費税の申告により事業者において当該補助金に係る消費税額等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（実績報告においてアにより減じた額を上回る部分の金額）について速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならないこと。

★書類の提出先

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地
和歌山市 産業交流局 産業部 産業政策課 産業政策班（本庁舎10階）
TEL：（073）435-1040
E-mail：sangyoseisaku@city.wakayama.lg.jp